

議第195号

京都市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

京都市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年11月25日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市印鑑条例の一部を改正する条例

京都市印鑑条例の一部を次のように改正する。

第12条第2項第1号中「用いるもの」の右に「(以下「端末機」という。)」を加える。

第27条第2項中「350円」の右に「(本市以外の者が設置する端末機に、暗証番号その他必要な事項を入力することによりする方法により登録証明の申請をする場合にあっては、250円)」を加える。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

提案理由

印鑑登録の証明に係る手数料を改定する必要があるので提案する。